

令和 4 年 第 4 回

柳川市農業委員会総会議事録

令和 4 年 4 月 11 日

柳川市農業委員会

第 4 回 柳 川 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

日 時 令和 4 年 4 月 11 日 午後 2 時 00 分～午後 2 時 49 分

場 所 大和庁舎 大会議室

出 欠 者 農業委員出席者 17名 欠席者 2名

議 題 議案第16号

1. 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第17号

1. 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第18号

1. 農地法第 3 条の規定による許可処分取消願について

議案第19号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第20号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

報 告

1. 農地法第18条第 6 項の規定による通知について

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

3. あっせん届出書の取下願について

4. 農地利用改良行為届出書について

5. 農地転用許可不要届出について

その他

農業委員

出席委員（17名）

1番 山 田 善 治
4番 吉 丸 隆 吉
6番 梶 島 練 二
9番 藤 木 邦 彦
11番 松 藤 政 義
13番 松 藤 和 彦
15番 河 口 隆 光
17番 阿志賀 一 喜
19番 松 藤 正 之

2番 高 田 一 利
5番 古 賀 勝 次
7番 大 淵 秀 樹
10番 田 中 満 義
12番 松 藤 一 利
14番 島 添 茂 樹
16番 園 田 清 美
18番 鐘ヶ江 ゆき子

欠席委員（2名）

3番 亀 崎 忠 治

8番 三小田 由 勝

推進委員

出席委員（16名）

龍 繁 樹
藤 木 二三男
梶 島 一 晴
古 賀 宏 義
米 田 秀 俊
松 藤 稔
鶴 田 信 行
三 浦 榮 一

藤 吉 利 広
亀 崎 壽 満
梅 崎 直 祝
櫻 木 利 和
高 口 勇 晴
浦 幸之助
原 壽 利
江 口 克 子

欠席委員（3名）

野 口 秀 一
吉 開 健

平 川 貴 大

本会議に出席した事務局職員

事務局長 乗 富 和 也

事務局次長 岡 本 斉 直

事務局職員 田 中 道 博

午後2時 開会

○事務局長（乗富和也君）

それでは、御案内の時間となりましたので、第4回総会を始めさせていただきます。

起立、礼。着席ください。

柳川市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして会長が議長となりますので、松藤会長、よろしく申し上げます。

○議長（松藤正之君）

皆様お疲れさまです。第4回柳川市農業委員会総会に御出席をいただきましてありがとうございます。ございます。

日々気温も上昇し、麦も順調に出穂の時期を今迎えておりますけれども、間もなく赤かび病の防除が始まると思います。

今日は2か月ぶりに皆さんそろっての総会といたしました。理由は、まん延防止の解除がありました関係で、今日は従来どおりの総会としております。ただし、柳川市のコロナの感染者の状況を見ていると毎日数十名の感染者が出ているような状況でございますので、これからも感染予防には十分配慮しながらしていく必要があるかなと思っているところでございます。

本日の出席委員17名、定足数であります。また、16名の推進委員の方に御出席をいただいております。よって、ただいまから令和4年第4回柳川市農業委員会の総会を開会いたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

皆さんこんにちは。座りまして議案を朗読させていただきます。

令和4年

第4回柳川市農業委員会総会議案

議案第16号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第17号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第18号

1. 農地法第3条の規定による許可処分取消願について

議案第19号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第20号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について
2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について
3. あっせん申出書の取下願について
4. 農地利用改良行為届出書について
5. 農地転用許可不要届出について

その他

令和4年4月11日提出

柳川市農業委員会会長 松 藤 正 之

○議長（松藤正之君）

今回提案しております案件は、議案第16号から議案第20号までの5件と報告5件であります。

本日の議事録署名委員に、4番吉丸隆吉委員、15番河口隆光委員を指名いたします。

早速議案の審議に入ります。

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について、申請番号1番を議題といたします。

本案は、議席番号〇〇番〇〇委員の提出議案でありますので、柳川市農業委員会会議規則第10条の規定により、〇〇委員の退席をお願いします。

〔〇〇委員 退席〕

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案書の2ページを御覧ください。

議案第16号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

下記農地を双方合意の上、所有権（賃借権）を移転（設定）したく農地法第3条の規定による許可申請があったので、承認方法施行令第1条の規定に基づき付議する。

申請番号1番、農地の所在〇〇、地目・田、面積436平米、外2筆、合計2,040平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

○事務局次長（岡本斉直君）

それでは、第3条の申請番号1番について補足説明を行います。

申請番号1番は、離農する〇〇さんから、経営拡大をしようする〇〇さんへ所有権移転、売買を行うための申請です。代金は3筆で〇〇千円。

申請番号1番は、議案書にありますとおり農地法第3条第2項の各号の「許可をすることができない要件」には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上です。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第16号、申請番号1番について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

賛成全員であります。よって、議案第16号 申請番号1番については、提案どおり承認す

ることに決定いたしました。

ここで〇〇委員の退席を解除します。

〔〇〇委員 着席〕

○議長（松藤正之君）

続きまして、申請番号2番から8番を議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積282平米、外1筆、合計2,350平米。
自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,297平米。自作。譲受人、〇〇。
譲渡人、〇〇。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積378平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、
〇〇。

3ページを御覧ください。

申請番号5番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積387平米。自作。譲受人、〇〇。
譲渡人、〇〇。

申請番号6番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積152平米。自作。譲受人、〇〇。譲
渡人、〇〇。

申請番号7番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,191平米。小作。譲受人、〇〇。
譲渡人、〇〇。

申請番号8番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,103平米、外4筆、合計6,950.74平米。
自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

○事務局次長（岡本齊直君）

それでは、第3条の申請番号2番から8番について補足説明を行います。

申請番号2番は、経営縮小する〇〇さんから、経営拡大をしようする〇〇さんへ所有権移
転、売買を行うための申請です。代金は2筆で〇〇千円。

申請番号3番は、経営縮小をする〇〇さんから、経営拡大をしようとする〇〇さんへ所有
権移転、売買を行うための申請です。代金は1筆で〇〇千円。

申請番号4番は、経営縮小をする〇〇さんから、経営拡大をしようとする〇〇さんへ所有

権移転、売買を行うための申請です。代金は1筆で〇〇千円。

申請番号5番は、〇〇さんから、〇〇さんへ所有権移転、贈与を行うための申請です。

申請番号6番は、〇〇さんから、〇〇さんへ所有権移転、贈与を行うための申請です。〇〇さんは下限面積を満たしませんが、その場所、面積、形状から見て、これに隣接する農地と一体として利用しなければ、利用することが困難と認め、第3条の例外規定を適用するものです。

申請番号7番は、〇〇さんから、〇〇さんへ所有権移転、贈与を行うための申請です。

〇〇さんは自己所有田を中間管理機構へ貸し出ししている分があり、下限面積を満たしていませんでしたが、本人の申出に基づき、農政課へ紹介したところ、自ら耕作していることが確認できましたので、議案書にはその耕作面積を記載しております。

申請番号8番は、父親の〇〇さんから、子の〇〇さんへ所有権移転、贈与を行うための申請です。

以上、申請番号2番から8番は、議案書にありますとおり、農地法第3条第2項各号の「許可をすることができない要件」には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上です。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第16号、申請番号2番から8番について御意見、御質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

賛成全員であります。よって、議案第16号 申請番号2番から8番については、提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案書の4ページを御覧ください。

議案第17号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、所有権（賃借権）を移転（設定）したく、農地法第5条の規定による許可申請があったので、承認方同条第3項の規定により付議する。

こちらにつきましては、別紙の申請箇所図を一緒に御覧ください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積342平米、外1筆、合計451平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、一般住宅及び通路。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,148平米、外1筆、合計2,657平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、障がい者施設及び駐車場、運動場。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・畑、面積422平米。申請人、〇〇（持分4／7）外1名。相手方、〇〇。転用目的、一般住宅。

○事務局次長（岡本齊直君）

それでは、第5条について補足説明を行います。

申請番号1番は、譲受人、〇〇さんが、自己用住宅及び通路を建設するための申請です。契約の種類は売買。代金は2筆で〇〇円。

申請番号2番は、譲受人、〇〇さんが、障がい者施設及び駐車場、運動場を建設するための申請です。

契約の種類は売買。代金は2筆で〇〇円。

申請番号3番は、譲受人、〇〇さん、〇〇さんが、自己用住宅を建設するための申請です。契約の種類は売買。代金は1筆で〇〇円。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番及び2番は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、1番は集落接続として、2番は公益性が高いと認められる事業で、土地収用法等により土地を収用することができる事業として設置されるため転用目的は問題ないと判断します。

申請番号3番の農地区分は、おおむね10ヘクタール未満の一団の農地で、第2種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと判断します。

以上です。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第17号について、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決をいたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

賛成全員であります。よって、議案第17号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第18号 農地法第3条の規定による許可処分取消願についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案書の5ページを御覧ください。

議案第18号

1. 農地法第3条の規定による許可処分取消願について

下記農地について許可処分の取り消し願いがあったので、承認方付議する。

申請番号1番、法律条文3条、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,678平米。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。適用条項、平成30年2月9日第3条許可（贈与）。取消理由としまして、耕作する必要がなくなったため。

以上です。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第18号について、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決をいたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

賛成全員であります。よって、議案第18号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第19号 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

議案書の6ページを御覧ください。

議案第19号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

下記農地の所有権を移転したく柳川市農地移動適正化あっせん事業実施要領の規定によりあっせん申出書を受理したので、あっせん委員の指名方付議する。

受理番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,032平米、外2筆。申出人、〇〇。
理由、離農のため。

受理番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積330平米。申出人、〇〇。理由、離農のため。

受理番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,290平米、外1筆。申出人、〇〇。
理由、離農のため。

受理番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積770平米。申出人、〇〇。理由、経営縮小のため。

受理番号5番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積810平米。申出人、〇〇。理由、離農のため。

以上です。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

本案の申請番号1番から4番は大和地区、5番は三橋地区でありますので、同地区の委員にお願いしたいと思いますが、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。

議案第19号の申請番号1番と2番は、推進委員の櫻木利和委員、米田秀俊委員、江口克子委員、申請番号3番と4番は、推進委員の高口勇晴委員、平川貴大委員、浦幸之助委員、松藤稔委員、申請番号5番は、推進委員の鶴田信行委員、原壽利委員を指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案のあっせん委員に、先ほどの9名を指名することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（松藤正之君）

賛成全員であります。よって、議案第19号については、先ほどの9名の委員を指名することに決定いたしました。

議案第20号 柳川市農用地利用集積計画についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案第20号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により柳川市農用地利用集積計画を樹立したく柳川市長より決定を求められたので付議する。

こちらにつきましては、別紙1枚つづり、農用地利用集積事業公告概要表の所有権移転関係を御覧ください。

農用地利用集積事業公告概要表。

公告年月日、令和4年4月12日

1. 所有権移転関係。

利用権の種類、所有権移転。地目別・田。農用地の利用内容、水田として。面積13,795平米、筆数6筆。売り手4名、買い手4名。

続きまして、裏面の各筆明細を御覧ください。

各筆明細、所有権を移転する土地、所在地、〇〇。現況・田。面積3,137平米。所有権を移転する者（売り手）、氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構。権利の種類、所有権。農用地の利用内容、水田として。所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡の時期、いずれも令和4年4月28日。対価〇〇円。対価の支払方法、福岡県信用農業協同組合連合会、本所普通口座。所有権の移転を受ける者（買い手）、住所、〇〇。氏名、〇〇、以上、外5件です。

今回付議されました農用地利用集積計画につきましては、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

議案第20号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

賛成全員であります。よって、議案第20号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

最後に報告に移ります。

事務局よりお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

議案書の6ページを御覧ください。

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

下記農地について農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和4年3月1日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,567平米。賃貸人、〇〇。賃借人、〇〇。適用条項、農地法第18条第6項の規定による通知。備考、離作料なし（残存小作地）。外14件です。

続きまして、議案書の11ページを御覧ください。

報 告

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

下記農地について使用貸借権の設定解約届出書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和4年2月25日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積714平米。使用貸人、〇〇。使用借人、〇〇、相続人代表、〇〇。適用条項、農地法第3条許可に伴う使用貸借権設定解約。備考、解約日、令和4年2月25日。外2件です。

続きまして、議案書の12ページを御覧ください。

報 告

3. あっせん申出書の取下願について

下記農地について、あっせん申出書の取下願を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和4年3月9日。農地の所在、〇〇、地目・田、外1筆。面積2,419平米。願出人、〇〇より取り下げるものです。

受理番号2番、受理月日、令和4年3月10日。農地の所在、〇〇、地目・田。面積2,391平米。願出人、〇〇。備考、令和3年12月6日付けで申出書を提出されていましたが、諸事情により取り下げるものです。

続きまして、議案書の13ページを御覧ください。

報 告

4. 農地改良行為届出書について

下記農地について、農地改良行為届出書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和4年3月10日。農地の所在、〇〇、地目・田。面積65平米、外1筆。届出者、〇〇。施工完了後の営農計画、令和4年6月から作付け。予定作物、ジャガイモ、タマネギ等。

続きまして、

報 告

5. 農地転用許可不要届出について

下記農地について、転用許可不要届出書を受理したので報告する。

こちらにつきましては、別紙の申請箇所図と一緒に御覧ください。

受理番号1番、受理月日、令和4年3月18日。農地の所在、〇〇、地目・田。面積962平米のうち4平米。届出者、〇〇。適用条項、農地法第5条第1項第8号、農地法施行規則第53条第1項第14号。備考、所有者、〇〇。契約者、〇〇。転用目的、携帯電話基地局設置。

報告は以上です。

○議長（松藤正之君）

以上で議案及び報告全て終了いたしました。

続きまして、連絡事項について事務局より説明をお願いします。

○事務局長（乗富和也君）

それでは、3点連絡をさせていただきます。

まず、1点目でけれども、先ほどのあっせん委員に指名されました推進委員の皆さんには、後ほど資料をお渡しいたします。よろしくお願いします。

それから2点目が、次回、5月の総会日時でございます。

5月の総会は5月10日火曜日になります。5月10日火曜日、時刻は午後2時から、こちらの大和庁舎で開催をしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それから3点目が、冒頭に申し上げました農業委員会活動記録セット、こちらを御用意いただきたいと思えます。

コロナ禍で、とりわけ皆様に本日段階でお伝えしておきたいのが、10ページをお開きいただきたいと思えます。

要は何かというところからですが、本日は簡単に概要だけをお伝えして、また詳しいところは来月、5月の総会の際にでもお話ができればと考えております。

実は今年度から国が目指す農地最適化推進というふうな意味で、国の機関会議の中では、農業委員会の委員さんの活動がなかなか見えないというふうな指摘もあったようでございま

す。我々農業委員会からすると、いや、毎日こういう動きをしているというふうな実際の活動がありますが、それが何をしているのかというのを記録で示さないと、そういう活動がなかなか国レベルへ伝えきれないというふうなところから、全国の農業委員会として、まず、委員さんのいろんな活動を小まめに記録に残していこうという動きに今年度からなっております。

10ページを御覧いただきますと、簡単にいう10ページの一番下から4番目のところに、朝田んぼに行く際に周りの農地の無事を確認したとか、こういうのも実際の活動の一つというふうに加えてくださいというふうなことでございます。

11ページから12ページにかけて、代表的な4パターンの記入例というのが示されております。先ほど言いましたように、11ページの記入例でいきますと、上のほうのナンバーワンの記入例、ここの詳細なところを見ますと、自分の圃場に向かう途中、どこら辺の圃場を見渡して行ったが特に異常はないというふうな、こういうのもぜひ記録に残していってほしいというところでございます。

当然、全国的にこういうふうになってきますので、近隣の農業委員会のほうもこれについてどういうふうに取り組を考えてあるかというのが、まだ今日の段階で事務局も詳細な情報は持ち合わせておりません。そういった周囲の情報とかも収集して、次回もうちょっと具体的に分かりやすいような説明が必要ではないかというふうにも思っておりますので、今日の段階ではそういう動きがあるという御認識を基に、早速今月分から細々といたしますか、動きを忘れないうちに記録に残していってもらおうというところで、13ページから実際の記録をとどめていってほしいと思います。

一応、本日の総会とかの分も書いてもらっていてもいいです。後ろのほうのページに、会議とかというページがまた出てはきたりしますが、とにかくこういう動きをしたという記録を残していってほしいと思っております。

今までは一覧表になった活動記録のほうを毎月毎月事務局に切り離して提出いただいておりますけれども、そういった詳しい説明ができるまでは、まずは切り離さずに、これにとにかく書きとめていっていただきたいと思っております。

新たな取組の一つになりますので、皆さんも大変かと思いますが、ぜひよろしく願いをいたしたいと思っております。

連絡事項は以上でございます。

○議長（松藤正之君）

これもちまして、令和4年第4回柳川市農業委員会総会を閉会いたします。

本日は誠にありがとうございました。

午後2時49分 閉会

柳川市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年4月11日

柳川市農業委員会会長 松 藤 正 之

会議録署名委員 吉 丸 隆 吉

〃 河 口 隆 光